

## 障がい者相談支援事業所の再編について

当初予算において債務負担行為を設定した障害者相談支援業務委託費につきまして、公募型プロポーザル方式による募集内容を報告するものです。

## 1 障がい者相談支援事業所

業務委託により市内15箇所にて開設し、障がい者やその家族への障がい福祉サービス利用や権利擁護などに関する相談に対応。

## 2 課題

- ・障害の重度化・重複化や家族の高齢化など相談内容が多様化
- ・障がい者や家族の高齢化に伴い訪問相談や申請代行サービスの要望
- ・相談圏域を定めていないため地域包括支援センターとの連携に課題

## 3 対応

- ・15事業所を6事業所に再編
- ・専門的な相談、訪問相談及び申請代行に対応できる体制とするため、1事業所あたり1.5人工で運営する15事業所の相談員を集約し増員
- ・相談圏域を定め地域包括支援センターとの連携により、65歳以上の高齢障がい者の介護保険サービスへの移行を促進

## 4 募集概要（公募型プロポーザル）

## (1) 障がい者の相談圏域、相談員数等

No.	圏域	相談員数	設置場所
1	中区	7人	圏域内の受託者の提案場所
2	東区	4人	圏域内の受託者の提案場所
3	西区+南区	6人	圏域内の受託者の提案場所
4	北区	4人	圏域内の受託者の提案場所
5	浜北区+天竜区	4人	浜北保健センター又は圏域内の受託者の提案場所
小計		25人	

参考	全域	4人	シグナル（発達医療総合福祉センター内）
----	----	----	---------------------

## (2) 相談員の主な要件

相談支援専門員現任研修修了者、社会福祉士、精神保健福祉士は必置  
その他 障害に関する相談等の経験3年以上の者

## (3) その他

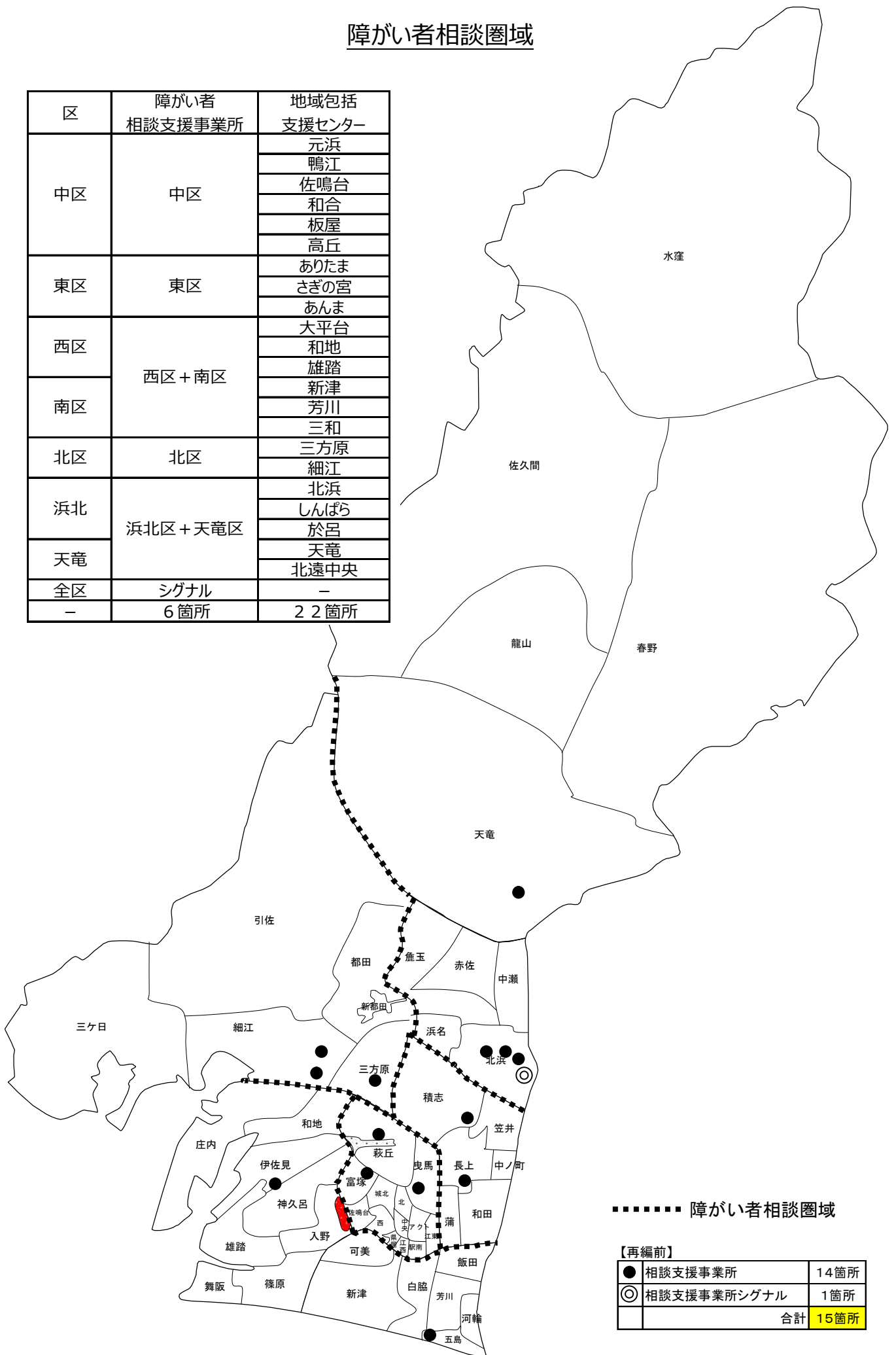
- ・複数法人による共同企業体での応募可
- ・訪問相談と障害福祉サービスの申請書類提出のための支援
- ・災害時の安否確認などへの協力

## 5 スケジュール

日付	内容
R1. 6. 17	公募型プロポーザル公告
6. 18	参加意向申出書受付・質問受付開始
6. 28～7. 19	質問回答
8. 20、8. 21	第1次審査（書類審査）、第2次審査（ヒアリング）
8. 31	契約締結
R2. 4. 1	開設・相談等開始

# 障がい者相談圏域

区	障がい者 相談支援事業所	地域包括 支援センター	
中区	中区	元浜	
		鴨江	
		佐鳴台	
		和合	
		板屋	
		高丘	
東区	東区	ありたま	
		さぎの宮	
		あんま	
西区	西区+南区	大平台	
		和地	
南区		雄踏	
		新津	
		芳川	
北区		北区	三和
			三方原
浜北	浜北区+天竜区	細江	
		北浜	
		しんぱら	
		於呂	
天竜		天竜	
		北遠中央	
全区		シグナル	—
—	6箇所	22箇所	



..... 障がい者相談圏域

【再編前】

●	相談支援事業所	14箇所
◎	相談支援事業所シグナル	1箇所
合計		15箇所